

議案第 8 5 号

美里町政策推進・評価委員会条例

(設置)

第 1 条 町の政策の効果的かつ効率的な推進を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、美里町政策推進・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

(1) 町の政策に関する調査、検討及び評価に関すること。

(2) 町の政策を推進するために必要な情報提供、助言及び提言に関すること。

(3) 政策評価制度及び運用のあり方に関すること。

(4) 前 3 号に定めるもののほか、政策の推進又は評価のために必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 7 人以内で組織する。

2 委員は、政策について優れた識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱した日から起算して 2 年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に町の職員の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(委員の調査等)

第 7 条 委員は、専門的な事項について、独自に調査、検討、助言又は提言（以下「調査等」という。）を行うことができる。

2 委員は、前項の規定による調査等を行うため必要があると認めるときは、

個別に会議を開催し町の職員の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、若しくは必要な書類の提出を求め、又は提言若しくは助言を行うことができる。

3 委員は、調査等の結果について報告書を作成し、会長に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、美里町課設置条例（平成18年美里町条例第6号）第2条に掲げる企画財政課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成25年12月17日提出

美里町長 佐々木 功 悦

理 由

町の政策の効果的かつ効率的な推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、美里町政策推進・評価委員会を設置するものである。

これが、この議案を提出する理由である。